

ふるさと川・海応援団支援事業費補助金交付要領

富山県土木部河川課
令和4年4月1日

1 要領の目的

この要領では、ふるさと川・海応援団支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、必要な事項について記載しています。

2 交付申請について

交付申請書（要綱様式第1号）は、所管の土木センター（土木事務所）等に提出してください。（収支予算書（要綱様式第2号）には、補助事業に係るもののみご記入ください。）

県で厳正に審査のうえ交付決定を行います。応募多数の場合など必ずしもご希望に添えないことがありますので、ご了承ください。

3 事業実施にあたっての注意点

ケガや事故にご注意ください。万一、ケガや事故が発生した場合は、速やかに所管の土木センター・事務所等にご連絡ください。

4 事業用口座について

補助金は、補助事業用として登録された口座にお支払いします。なお、以下の場合それぞれ必要書類を所管の土木センター（土木事務所）等に提出してください。

(1) 新しく口座を登録する場合又は過去の登録情報（代表者の氏名等）に変更がある場合

ア 債主名登録（変更）書兼口座振替届（控）（様式第1） 1部

イ 通帳の1ページ目のコピー 1部

(2) 申請者と口座名義人が異なる場合

ア 委任状（様式第2） 1部

5 補助対象経費について

補助対象経費及び補助対象外経費は、別表のとおりです。なお、補助対象期間（4月1日から翌年3月31日まで）外の支出については、補助の対象となりません。

6 事業を変更または廃止する場合について

事業の内容を変更又は中止・廃止をする場合は、申請書（要綱様式第3号及び第4号）を所管の土木センター（土木事務所）等に提出してください。

なお、変更する場合は、事業完了後の実績報告書類を提出する前に、変更承認を受けてください。

7 実績報告書について

実績報告書の提出時期及び様式については、要綱第10条をご覧ください。なお、実績報告書の作成にあたっては、下記事項にご注意のうえ、補助事業に係る事柄のみを記載してください。提出先は所管の土木センター（土木事務所）等です。

ア 実績報告書（要綱様式第5号）の事業実績には、事業を実施した日付や参加人数など、なるべく具体的に記入してください。

イ 収支決算書（要綱様式第6号）には、支出に関する証拠書類として、購入した品名と金額がわかるレシート又は領収書などの写しを添付してください。

ウ 補助事業の活動状況を示した写真は、補助事業の全体（活動内容及び参加者数）が確認できるものを添付してください。

エ その他必要と認められる書類は、事業に係るチラシ、又は新聞記事等とします。

8 補助金のお支払いについて

(1) お支払いの時期

補助金は、実績報告書の審査が終わってから、登録口座に振り込まれます。

(2) 下記の場合は、交付決定を取消し、補助金のお支払いをしません。また、補助対象外経費が実績報告に含まれていたなど、不適切な経理があった場合は、補助金は減額されます。

ア 美化活動において補助事業の参加人数が5人未満となった場合

イ 愛護活動において補助対象経費が2万円未満となった場合

ウ 補助事業の実施が確認できない場合

エ 要綱第7条による承認を受けずに、補助事業の内容を変更又は補助事業を中止・廃止した場合

9 申請・お問合せ窓口

事業の実施にあたって、不明点が生じた場合は、その都度所管の土木センター土木事務所等にお問合せください。

活動される市町村・地区		川	海	お問合せ先	電話番号
黒部市、入善町、朝日町		○	○	入善土木事務所	0765-72-1243
魚津市、滑川市		○	○	新川土木センター	0765-22-9115
立山町、舟橋村、上市町		○		立山土木事務所	076-463-1102
富山市	水橋地区	○	○		
	岩瀬・八重津・打出海岸		○		
※上記以外		○	○	富山土木センター	076-444-4446
高岡市	射水市堀岡・越の潟町地区の海岸		○	富山新港管理局	0766-84-8292
射水市	射水市六渡寺海岸		○	伏木港事務所	0766-44-0277
	高岡市国分地区・義経岩周辺の海岸				
※上記以外		○	○	高岡土木センター	0766-26-8423
氷見市		○	○	氷見土木事務所	0766-72-8205
小矢部市		○		小矢部土木事務所	0766-67-0262
砺波市、南砺市		○		砺波土木センター	0763-22-3547

10 適用

この要領は、令和4年度の補助金から適用します。

別表＜補助対象経費及び補助対象外経費一覧表＞

区分	項目	内 容	
		美化活動	愛護活動
補助対象経費 (事業に直接要する経費)	報償費	外部の講師、専門家、アドバイザー等への謝礼	
	消耗品費	軍手、長靴、ゴミ袋、箒、鎌、スコップ、鍬、草刈り機替え刃、殺虫剤、マスク、バケツ類、タオル、事務用品等	軍手、長靴、ゴミ袋、箒、鎌、スコップ、鍬、草刈り機替え刃、殺虫剤、マスク、バケツ類、釣竿(子供用)、氷、稚魚、魚のえさ、タモ、タオル、事務用品、花火、看板(事業に限定した仮設的なもの)等
	燃料費	草刈機の燃料費	草刈機、車両等の燃料費
	印刷製本費	チラシ、資料等の印刷費、写真の現像代等	
	通信費	郵便料等	
	保険料	傷害・損害保険料	
	使用料及び賃借料	草刈機レンタル代	テント借上代、レンタカー代(車両借上に係る謝礼を除く。)
	原材料費		食材、プランター、植栽用の苗、肥料、丸太、レンガ類等(営利を目的としないもの)
	飲食費(アルコール類を除く。)	飲食類(参加者1人1,000円以内)	
	委託料	団体等の構成員では実施できない業務の一部を外部委託するもの(枝の剪定等)	
その他	その他事業に直接要する経費で、知事が必要かつ適切であると認めたもの(刈り草処理費等)		
補助対象外経費(事業に直接要しない経費)	報償費	団体等の構成員への謝礼(車両借上に係る謝礼等)	
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業以外の活動への広範な使用が想定されるもの(帽子、ジャケット、運動靴、水槽、クーラーボックス、釣竿(大人用)等) 河川又は海岸管理上支障が生じるおそれのあるもの(除草剤等) 本実施要領に記載された「団体名を記した表示板」に該当するもの 	
	原材料費	食材等(営利を目的とするもの)	
	備品購入費	備品の性格を有するもの(動力式草刈機等)	
	飲食費	アルコール類	
	委託料	補助事業そのものの委託費用	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 団体の運営経費にあたるもの 領収書等による支払が明確でないもの その他事業に直接要しない経費で、知事が不要かつ適切でないと認めたもの 	

(様式第1)

債主名登録(変更)書兼口座振替届 (控)

富山県知事

殿

年

月

日

下記のとおり登録(変更)の申込みをします。

登録内容		1 登録	2 変更
債主コード			
債主	法人・ 団体名 又は個人名	フリガナ	
	住所	都道府市区町村	郵便番号
	町名・字	丁目番地	
	方書		
電話番号	市外局番	局番	番号

私の請求により富山県から受領する代金は、今後すべて下記の代金受領方法によりお支払いください。

代金受領方法 〔右の方法から1個 選んでください。〕	2	1. 県送金 (北陸銀行各支店の窓口で受け取ります。) 2. 口座振替 (下記の取引金融機関へ振り込んでください。)		
口座振替指 定金融機関	銀行 金庫	支店 出張所		
指定口座	預金 種目	1. 普通預金 2. 当座預金 9. その他	口座番号 (右づめで記入)	
口座名義人 (カタカナ)				
振替停止日		年	月	日以降

(様式第2)

委 任 状

下記の者に、次の権限を委任します。

ふるさと川・海応援団支援事業費補助金を受領する権限

年 月 日

記

1 受任者

住 所 :

団 体 名 :

氏 名 :

2 振込先

金融機関 :

預金種目 :

口座番号 :

名 義 人 :

委任者 住 所 :

団 体 名 :

代 表 者 :